

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「**基本手当**」(いわゆる**失業手当**)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を

②以降を参照してください

4ページの⑩を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|--|--|
| ①家事に専念する方 | ⑦自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ②昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧会社の役員等に就任している方
(就任の予定や名義だけの役員も含む) |
| ③家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨就職・就労中の方(試用期間を含む) |
| ④自営を開始、または自営準備に専念する方
(求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。) | ⑩パート、アルバイト中の方(※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。) |
| ⑤次の就職が決まっている方 | ⑪同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |



④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワーク（8 ページ参照）へ、ご自身で求職申し込み（7 ページ参照）などの手続きをしてください。

なお、主として都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、ご相談ください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票－1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（下の記入例を参照）ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。

2. 離職票－2

3. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元(実在)確認書類をお持ちください。

①個人番号確認書類（いずれか1種類）

通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）

②身元(実在)確認書類（(1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可)）

(1) 運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き) など

(2) 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など

4. 本人の印鑑（認印・スタンプ印以外）

5. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.5cm。
1枚は離職票－2の下部にある写真貼付欄に貼付してください）

6. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）

ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。

7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

《記入例》

求職者給付等払渡希望金融機関指定届				
	フリガナ	ローマ字	タロウ	
届出者	1 氏 名	労働 太郎		
	2 住所または居 所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2		
払渡希望金融機関	3 名 称	○×ギンコウ △◇シテン	金融機関	
	4 預金(貯金)通帳の記号(口座)番号	1234567	認印	
			金融機関コード	店舗コード
			9 8 7 6	3 4 5

◆船員であった方が、離職後引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

◆原則として、**離職の日以前 2 年間に 12 か月以上**被保険者期間（※1）がある。

◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前 1 年間に 6 か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

★高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前 1 年間に 6 か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆おおよその計算式

$$\left[\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right] \times (50 \sim 80\%)^{※} = \text{【基本手当日額】}$$

賃金日額

※60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆定年、契約期間満了や自己都合退職の方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上 65歳未満		360日

◆特定受給資格者・一部の特定理由離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
---------	------

（暫定措置）

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期）+ 3か月（給付制限） が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。 （早めに手続きをしてください）	

※基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方（契約期間が計3年未満）で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

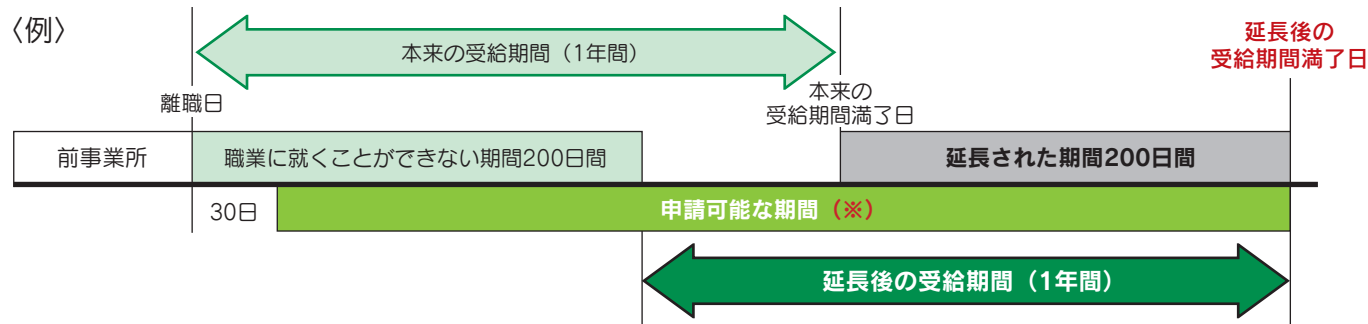
離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	（本来の受給期間）1年 + （働くことができない期間）最長3年間	（本来の受給期間）1年 + （休養したい期間）最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票一2、本人の印鑑（認印・スタンプ印以外） 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク（受給資格決定後は、当該受給資格決定を行ったハローワーク）	



※申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの[日本年金機構の各年金事務所](#)へご確認ください。

⑫ 国民健康保険料（税）の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります。（高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません）

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、[お住まいの市町村の国民健康保険担当](#)へご確認ください。

⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。
(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)

離 職

求職申込と
受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類（2 ページの「受給手続きに必要なもの」参照）をハローワークまでご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。また、雇用保険の受給手続きの進め方や就職活動についてご説明します。
※雇用保険説明会は、待期期間満了後となる場合もあります。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して 7 日間経過するまでを「待期期間」といい、この間は基本手当は支給されません。

給付制限

自己都合、懲戒解雇で退職された方は、待期満了の翌日からさらに 3 か月間基本手当は支給されません。これを「給付制限」といいます。

失業の認定

認定日ごと（原則として 4 週間に 1 回）に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間はご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね 1 週間程度かかりますのでご了承ください）

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。積極的な求職活動で 1 日も早い再就職を!!

就 職

就職後の給付金として、再就職手当・就業促進定着手当・就業手当・常用就職支度手当・高年齢再就職給付金などを申請できる場合があります。（⑭を参照ください）

支給終了

支給終了後も職業相談はいつでも受け付けています。お気軽に、ハローワークをご利用ください。

⑭ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることが出来ます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には…

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の15%を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます）。ただし、再就職手当（上記⑭）と同時に受けることはできません。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

「ハローワークからの連絡」

「公開希望」

「希望勤務時間」

「条件・その他の希望」

(記入例)

- ※以下、パートの場合の記入例
- ・手取りで月5万円以上になる仕事を希望
- ・社会保険加入できる仕事を希望
- ・2つのパートかけもち可

最終の勤務先（在職中の方は現在の勤務先）の内容を記入してください。

性別欄については、本人の希望により無記入でも登録できます。その際は、ハローワークの職員にお申し出ください。

※ここで記載した内容を本人の承諾なく求人企業等に伝えることはありません。安心してご記入ください。

希望職種はできるだけ詳しく記入してください。
希望する業界があれば、それもあわせて記入してください。

「正社員」「正社員」→派遣労働者になる方は「希望あり」に印をつけてください。
→派遣労働者として働くことを希望しない方は「否」、それ以外の方は「同」に印をつけてください。
「請負」「請負」→実際に雇用される会社ではなく、仕事を発注した会社の現場で働くこと以外の請負事業所からの求人希望しない方は「否」、それ以外の方は「同」に印をつけてください。

税金や社会保険料等が引かれる前の金額を記入してください。前職の給料明細を参考にしてもよいでしょう。

「希望収入」※パート希望の方

「醫學」·「醫學」

「経験した主な仕事」

最近のものから順番に記入してください。

上段の仕事の勤務先を右隣の「直近の勤務先」に記入します。

下段の仕事の経験は、次にどんな仕事ができるか・就けるかを考えるうえで最も重要な情報です。

あなたの選択の幅を広げるために「どんな仕事を経験をしたか」、「何ができるか」、「どんな立場（役職）だったか」など、できるだけ詳しく記入してください。

– 7 –

宮城県内のハローワーク（公共職業安定所）一覧表

平成29年8月1日現在

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
仙 台	983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台MTビル 3・4 階	022-299-8811	仙台市、名取市、岩沼市、亶理郡
大和出張所	981-3626 黒川郡大和町吉岡南 2-3-15	022-345-2350	富谷市、黒川郡のうち大和町、大衡村
石 巻	986-0832 石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁舎	0225-95-0158	石巻市、東松島市、牡鹿郡
塩 釜	985-0001 塩釜市新浜町 3-18-1	022-362-3361	塩釜市、多賀城市、黒川郡のうち大郷町、宮城郡
古 川	989-6143 大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎	0229-22-2305	大崎市、加美郡、遠田郡
大 河 原	989-1201 柴田郡大河原町大谷字町向 126-4 オーガ (O r g a) 1 階	0224-53-1042	角田市、柴田郡、伊具郡
白石出張所	989-0229 白石市字銚子ケ森 37-8	0224-25-3107	白石市、刈田郡
築 館	987-2252 栗原市築館薬師 2-2-1 築館合同庁舎	0228-22-2531	栗原市
迫	987-0511 登米市迫町佐沼字内町 42-10	0220-22-8609	登米市
気 仙 沼	988-0066 気仙沼市東新城 1-7-1	0226-41-6720	気仙沼市、本吉郡

宮城県内の地方運輸支局一覧表

※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方は住所を管轄する下記の事務所で雇用保険の手続きを行ってください。

地方運輸支局	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
東北運輸局 海事振興部 船員労政課	983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎	022-791-7525	仙台市、名取市、岩沼市、富谷市、塩釜市、多賀城市、大崎市、角田市、白石市、亶理郡、黒川郡、宮城郡、加美郡、柴田郡、伊具郡、刈田郡
気 仙 沼 海事事務所	988-0034 気仙沼市朝日町 1-2 気仙沼合同庁舎 4階	0226-22-6906	気仙沼市、本吉郡 岩手県：大船渡市、一関市、陸前高田市、西磐井郡、気仙郡
石 巻 海事事務所	986-0845 石巻市中島町 15-2 石巻港湾合同庁舎3階	0225-95-1228	石巻市、栗原市、登米市、東松島市、遠田郡、牡鹿郡

※雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の 8 時 30 分～ 17 時 15 分です。
 ※ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。
 ※ハローワーク仙台は、民間のビルのため駐車場がありませんので、公共交通機関を利用させていただきをお願いいたします。

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。